

○ 越谷市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

平成 20 年 3 月 31 日

告 示 第 8 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めることにより、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理の確保を図り、もって公共下水道の機能及び構造を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ディスポーザ排水処理システム ディスポーザで粉砕したものを排水処理槽等で処理し、及びその排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）第 3 条の規定による改正前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 38 条の規定に基づき建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 12 年政令第 211 号）による改正前の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 2 の 2 第 3 項の規定による配管設備として建設大臣による認定を受けたもの又は社団法人日本下水道協会の指定する評価機関による適合評価を受けたものをいう。

使用者 ディスポーザ排水処理システムの所有者、所有者の代表者又は賃借人であって、及びその維持管理を行うものをいう。

(禁止事項)

第 3 条 ディスポーザ単体設備又はディスポーザ排水処理システムでない設備の設置は、禁止する。

(事前協議の申請)

第4条 ディスポーザ排水処理システムを設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、ディスポーザ排水処理システム設置事前協議申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、越谷市下水道条例施行規則（昭和58年規則第4号）第5条第1項の排水設備等計画確認申請書の提出60日前までに、市長に提出しなければならない。

一般事項に関する書類

ア 社団法人日本下水道協会の指定する評価機関が発行した適合評価書の写し

イ 設置場所案内図

ウ 排水設備計画図（建築物配置・排水設備を明記）

仕様書

ア ディスポーザ

イ 排水処理槽等（処理能力算定根拠）

維持管理に関する書類

ア 維持管理計画書（第2号様式）

イ 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確約書（第3号様式）

ウ 誓約書（第4号様式）

その他市長が適合性を判断するために必要と認める書類

（事前協議済の通知）

第5条 市長は、事前協議を終了したときは、ディスポーザ排水処理システム設置事前協議済通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（排水設備等計画確認の申請）

第6条 設置者は、越谷市下水道条例施行規則第5条の排水設備等計画確認申請書に、ディスポーザ排水処理システム設置事前協議済通知書の写しを添えて提出しなければならない。

（廃止又は中止若しくは再使用の届出）

第 7 条 ディスポーザ排水処理システムの使用を廃止し、又は中止し、若しくは再使用した者は、当該廃止等した日から 30 日以内にディスポーザ排水処理システム廃止・中止・再使用届出書（第 6 号様式）を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により再使用の届け出を行う者は、維持管理計画書、維持管理業務委託契約書の写し及び誓約書を併せて市長に届け出なければならない。

（使用者の地位の承継）

第 8 条 設置者と使用者が異なる場合で使用者が確定したとき又はディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡があったときは、当該使用者又は建築物の譲渡を受けた者は、当該システムの利用者としての地位を承継するものとする。

2 前項の規定により地位を承継した者は、ディスポーザ排水処理システム利用者承継届出書（第 7 号様式）に維持管理業務委託契約書の写し及び誓約書を添えて市長に提出しなければならない。

（設置者等に対する指導）

第 9 条 設置者又は使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

維持管理計画書に従い、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理をすること。

維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を 3 年間保存すること。

ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して、市長が行う指導に協力すること。

ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を確保するため市長が必要と認めるときは、維持管理に関する資料の提出又は立ち入り検査等の措置に応じること。

ディスポーザ排水処理システムの処理水質が性能評価値に適合しな

いときは、速やかに改善すること。

ディスポーザ排水処理システムの排水処理槽等から発生する汚泥等は、責任をもって適正に処理すること。

ディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡をするときは、譲渡等を受けた者に対し、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであること及び前各号に掲げる事項の遵守が求められていることを説明し、その理解を得るよう努めること。

（製造者等の責務）

第 10 条 ディスポーザ排水処理システムの製造又は販売をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ディスポーザ排水処理システムを購入する者に対し、維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結及び市が行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努めること。

市長の維持管理に関する指導に協力すること。

（維持管理業者の責務）

第 11 条 ディスポーザ排水処理システムの維持管理業者は、維持管理計画を遵守するとともに、市長が必要と認めるときは、維持管理が適正に行われていることを確認するため、その維持管理業務に市の職員が立会うことに協力しなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

ディスポーザ排水処理システム設置事前協議申請書

平成 年 月 日

越谷市長 宛

設置者 住所 氏名 印
電話

越谷市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第4条の規定により申請します。

設 置 場 所	
使 用 者 氏 名	
建築物の種類	☐ 一戸建て _____戸 ☐ 事業所 ☐ 共同住宅等 _____戸（ ☐ 分譲 ☐ 賃貸） ☐ その他（ ）
システムの名称（品名）	
ディスポーザメーカー名等	メーカー名 型 式 設 置 台 数 台
排水処理槽メーカー名等	メーカー名 型 式 容量（設計人員） 人
認 定 番 号 適合評価番号	
処 理 タ イ プ	生物処理 ・ 機械処理
工 事 着 手 日	平成 年 月 日
工 事 完 了 日	平成 年 月 日
使用開始予定	平成 年 月 日から
備 考	
	受 理 番 号 第 号

第2号様式（第4条関係）

維持管理計画書

平成 年 月 日

越谷市長 宛

住所
設置者 氏名
電話
印

設置場所				
使用者氏名				
設置施設の仕様	ディスポーザ排水処理システム		ディスポーザ部	排水処理部
		メーカー		
		型式		
		品番		
	排水処理部	設計人員： 人		
		設計生ごみ量： kg / 日		
		設計汚水量： m ³ / 日		
		処理タイプ： 生物処理 ・ 機械処理		
	算定根拠		別紙のとおり	
	施工業者	ディスポーザ部		
配管系統				
排水処理部				
維持管理者	ディスポーザ部			
	配管系統			
	排水処理部			
維持管理計画	処理水質	生物化学的酸素要求量（BOD）： mg / L 未満		
		浮遊物質（SS）： mg / L 未満		
		ノルマルヘキサン抽出物質（n-Hex）： mg / L 以下		
	保守点検内容及び維持管理頻度	ディスポーザ部	機器の点検整備（ 回 / 年）	
		排水配管部	配管内の点検（ 回 / 年）	
			清掃（ 回 / 年）	
		排水処理部 機械処理は、定期点検回数のみ記入	定期点検（ 回 / 年）	
水質検査（ 回 / 年）				
		汚泥引抜（ 回 / 年）		

第3号様式（第4条関係）

維持管理業務委託契約確約書

平成 年 月 日

越谷市長 宛

住所

設置者 氏名

印

電話

ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託については、当該システムの設置者と使用者が異なるため、使用者が確定次第、使用者に対し当該システムの維持管理業務委託の必要性を説明し、速やかに使用者と維持管理業者との間で維持管理業務委託契約を締結した際は、維持管理業務委託契約書（写し）を提出させることを確約いたします。

第4号様式（第4条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

越谷市長 宛

住所
設置者 氏名
(承継者) 電話
印

ディスポーザ排水処理システムを設置（使用）するにあたり、下記に掲げる事項の遵守を誓約します。

記

- 1 ディスポーザ排水処理システムの使用にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- 2 維持管理計画書に従い、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理をすること。
- 3 維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して、市長が行う指導に協力すること。
- 5 ディスポーザ排水処理システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため市長が必要と認めるときは、維持管理に関する資料の提出又は立入検査等の措置に応じること。
- 6 ディスポーザ排水処理システムの処理水質が性能評価値に適合しないときは、速やかに改善すること。
- 7 ディスポーザ排水処理システムの排水処理槽から発生する汚泥等は、責任をもって適正に処理すること。
- 8 排水処理槽から発生する汚泥の処理を行った場合は、処理に関する資料を3年間保存し、必要があるときは資料を提出すること。
- 9 維持管理体制等に変更が生じた場合は、書面を市長に提出すること。
- 10 ディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡をするときは、譲渡を受けた者に対し、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであること及び上記に掲げる事項の遵守が求められていることを説明し、その理解を得るよう努めること。

第5号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

ディスポーザ排水処理システム設置事前協議済通知書

様

越谷市長

印

越谷市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条の規定により通知します。

設 置 場 所		
使 用 者 氏 名		
使用開始予定	平成 年 月 日から	
建築物の種類	☐ 一戸建て ____戸 ☐ 事業所 ☐ 共同住宅等 ____戸（ ☐ 分譲 ☐ 賃貸） ☐ その他（ ）	
シ ス テ ム の 名 称（品名）		
ディスポーザ メーカー名等	メーカー名 型 式 設 置 台 数 台	
排 水 処 理 槽 メーカー名等	メーカー名 型 式 容 量（設計人員） 人	
認 定 番 号 適合評価番号		
処 理 タ イ プ	生物処理 ・ 機械処理	
備 考		受 理 番 号
		第 号

第 6 号様式（第 7 条関係）

ディスポーザ排水処理システム廃止・中止・再使用届出書

平成 年 月 日

越谷市長 宛

住所
届出者 氏名 印
電話

ディスポーザ排水処理システムの使用を廃止・中止・再使用しましたので、越谷市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

届出の種類	廃止 ・ 中止 ・ 再使用	
設置場所		
使用者氏名		
建築物の種類	☐ 一戸建て ____戸 ☐ 事業所 ☐ 共同住宅等 ____戸（ ☐ 分譲 ☐ 賃貸） ☐ その他（ ）	
システムの名称（品名）		
ディスポーザ メーカー名等	メーカー名 型 式 設置台数 台	
排水処理槽 メーカー名等	メーカー名 型 式 容量（設計人員） 人	
認定番号 適合評価番号		
処理タイプ	生物処理 ・ 機械処理	
廃止・中止・ 再使用日	平成 年 月 日から	
備 考		受 理 番 号
		第 号

第7号様式（第8条関係）

ディスポーザ排水処理システム使用者承継届出書

平成 年 月 日

越谷市長 宛

住所
承継者 氏名 印
電話

下記のとおり、ディスポーザ排水処理システムについて従前の使用者から譲り受け、その地位を承継しましたので、越谷市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

記

設 置 場 所	
新たな使用者氏名	
従前の使用者氏名	
建築物の種類	☐ 一戸建て _____戸 ☐ 事業所 ☐ 共同住宅等 _____戸（ ☐ 分譲 ☐ 賃貸） ☐ その他（ ）
システムの名称（品名）	
ディスポーザ メーカー名等	メーカー名 型 式 設 置 台 数 台
排水処理槽 メーカー名等	メーカー名 型 式 容量（設計人員） 人
認 定 番 号 適合評価番号	
処 理 タ イ プ	生物処理 ・ 機械処理
備 考	
	受 理 番 号 第 号